

# 石川県耐震改修促進計画

平成29年3月



石川県土木部建築住宅課

# 目 次

## 序章 はじめに

序-1 能登半島地震	1
序-2 耐震化の必要性	2
序-3 計画の位置づけ	3
序-4 計画の概要	4

## 1章 石川県における地震

1-1 これまでの地震	5
1-2 県内の活断層	9
1-3 県内の揺れやすさ	10
1-4 想定される地震の規模・被害の状況	11

## 2章 住宅・建築物の耐震化の目標

2-1 耐震化の現状	14
2-2 耐震化の目標	15
2-3 公共建築物等の耐震化の現状と目標	17

## 3章 耐震化を促進するための総合的な取組み

3-1 耐震化の促進に関する基本的な役割分担の考え方	18
3-2 耐震化に関する啓発や知識の普及等に関する取組み	19
3-3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要	24
3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する取組み	25
3-5 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物	26
3-6 地震等に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	26

## 4章 耐震化を促進するための指導や命令等

4-1 所管行政庁（特定行政庁）や市町との連携	27
4-2 耐震改修促進法による指導等の実施	28
4-3 建築基準法による勧告又は命令等の実施	29

## 5章 市町が定める耐震改修促進計画

5-1 市町耐震改修促進計画の策定	30
5-2 市町耐震改修促進計画に定める事項	30

資料編	35
-----	----

# 序章

## はじめに

### 序-1 能登半島地震

平成 19 年 3 月 25 日午前 9 時 41 分、最大震度 6 強の能登半島地震が発生し、約 700 棟の住宅が全壊し、2,600 人を超える方々が、避難所生活を余儀なくされました。

#### ▼能登半島地震



有感地震回数が全国的に最も少ない地域であることから、「石川県では、大きな地震が起こらない」と思われていたことは、根拠のない迷信にしか過ぎなかったのです。

「一度地震が発生したら、もう大丈夫だろう」と言い切ることができますか？  
石川県においても早急に地震への備えが必要であることは、言うまでもないことです。

## 序-2 耐震化の必要性

### 住宅や建築物の耐震化の必要性

#### (1) 日本全土で地震が多発しています。

関東大震災から90年余が経過し、東海地震や東南海・南海地震、首都圏直下地震などの大地震発生の切迫性が指摘されています。本県においても、平成19年3月に能登半島地震が発生しました。さらに平成23年3月には、東日本大震災が発生し、地震による強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波や液状化現象により、未曾有の被害をもたらしました。また、本県同様に地震が少ないと言われていた九州地方でも平成28年4月に熊本地震が発生し、震度6弱以上の地震を7回も観測し、甚大な被害が発生しました。

このように日本はいつでもどこで大地震が発生してもおかしくない状況であります。

#### (2) 地震による死因の約9割は住宅の倒壊によるものです。

阪神・淡路大震災（平成7年1月、震度7）では、9万棟を超える家が全壊し、地震による直接的な死者数は約5,500人となりました。その被害者の約9割（約4,800人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災の発生や避難・救援や消火の妨げ、がれきの発生等により被害の拡大をまねきました。

##### ▼能登半島地震



#### (3) 地震から生命・財産を守るには住宅・建築物の耐震化が効果的です。

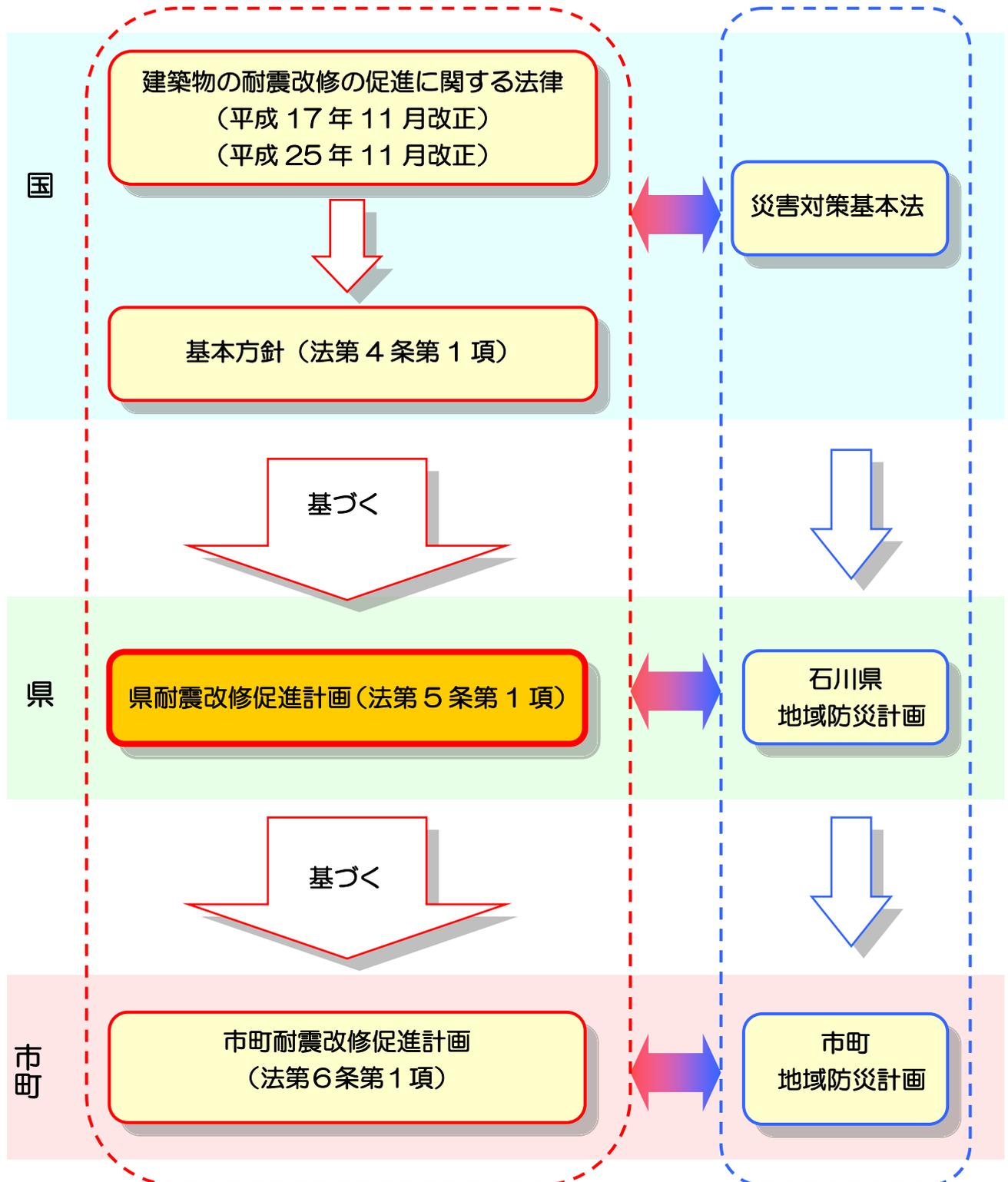
地震の発生を阻止したり予想したりすることは、とても難しいことです。しかし、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅・建築物が倒壊することにより、死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ（道路が通行できない）などの被害が大きくなることがわかっています。

住宅・建築物を倒壊しないようにすること《耐震化》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

### 序-3 計画の位置づけ

「石川県耐震改修促進計画」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年11月改正）」に基づき、石川県における住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画として定めるものです。また、市町耐震改修促進計画策定の指針としての位置づけも有しています。

本計画を定めるにあたっては、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした「災害対策基本法」に基づいて定める「石川県地域防災計画」と連携を図っています。



## 序-4 計画の概要

### 地震被害減少のため、今後10年間で建築物の耐震化を計画的に促進します

#### (1) 計画の目的

本計画の目的は、地震による被害を減少させることです。国が定めた基本的な方針では、中央防災会議の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」等における目標を踏まえ、平成32年度末における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にすることを目標にしました。

本計画の改定にあたり、国の基本方針や国土強靱化プラン等を勘案し、耐震化の実情を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物<sup>※1</sup>の耐震化率の目標を新たに定め、耐震化の促進に取り組みます。

#### (2) 計画期間

本計画では、平成28年度から平成37年度までの10年間の目標とその取り組みを記載します。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、適宜、目標や取り組み内容を見直すこととします。

#### (3) 耐震化を促進する建築物

県民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物(耐震強度が不足する建築物)の耐震化を促進します。

##### ① 住宅

阪神・淡路大震災では、死者数の約9割が住宅の倒壊等によるものでした。県民の生命・財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。

##### ② 特定既存耐震不適格建築物

法第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物、同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物及び同条第三号に掲げる避難路沿道建築物であり、これらの地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定されることから、耐震化を促進します。

##### ③ 耐震診断義務付け対象建築物<sup>※2</sup>

耐震改修促進法の改正により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物(法附則第3条)、都道府県耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物(法第5条第3項第二号)や公益上必要な建築物(法第5条第3項第一号)及び市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物(法第6条第3項第一号)に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられました。これらの建築物について、重点的に耐震化を促進します。

##### ④ 公共建築物

公共建築物については、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多数の県民が利用する施設が多いことから、積極的に耐震化を促進して行きます。

※1 多数の者が利用する建築物:本計画においては、耐震改修促進法第14条第一号に掲げる建築物とします。

※2 耐震診断義務付け対象建築物の詳細については、資料編P38～39参照

# 1章

## 石川県における地震

### 1-1 これまでの地震

石川県は、有感地震の回数が全国的にも少ない県です。しかし、平均して30年に1度の割合で、被害のある地震が発生しています。県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりです。

#### ▼ 県内に被害をもたらした地震とその被害状況（明治以降）

発生年月日 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード <sup>1)</sup>	震度		被害の概況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1891.10.28 (明治 24)	濃尾地震 35.6° 136.6°		8.0	4		全体被害：死者 7,273、建物全壊 14 万余、半壊 8 万余、山崩れ 1 万余、石川県：家屋全壊 25
1892.12. 9 (明治 25)	能登南西部地震 37.1° 136.7°		6.4	4		能登：家屋、土蔵の損壊、11 日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者 1、全壊 2
1896. 4. 2 (明治 29)	能登半島 37.5° 137.3°		5.7	1		能登半島：蛸島村で土蔵倒壊2、家屋損壊 15、禄剛崎灯台破損
1930.10.17 (昭和 5)	大聖寺地震 36.3° 136.3°		6.3	3	3	大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘による崖崩れ、亀裂有り、佐美山長さ 150m にわたる崖崩れ、死者片山津 1 名
1933. 9.21 (昭和 8)	七尾湾地震 37.1° 136.8°		6.0	2	4	能登半島：鹿島郡で死者 3、家屋倒壊 2、破損 143
1944.12. 7 (昭和 19)	東南海地震 33.8° 136.6°		7.9	3	4	全体被害：静岡、愛知、三重などで被害。死・不明者 1,223 人、住家全壊 17,599 など。石川県：住家全壊 3
1948. 6.28 (昭和 23)	福井地震 36.2° 136.2°		7.1	4	4	全体被害：死者 3,769 人、家屋倒壊 36,186、半壊 11,816、焼失 3,851 など。石川県：大聖寺、塩屋、瀬越、橋立、三木、片山津、南郷：負傷者 453、家屋全壊 802、半壊 1,274 など
1952. 3. 7 (昭和 27)	大聖寺沖地震 36.5° 136.2°		6.5	3	4	石川県：死者 7、負傷者 8、家屋半壊 4、破損 82、焼失 9

発生年月日 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震度		被害の概況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1964. 6.16 (昭和 39)	新潟地震 38.4°	139.2°	7.5	2	4	全体被害：死者 26 人、家屋全壊 1,960、半壊 6,640、浸水 15,298、船舶など津波の発生や新潟市内では、地盤の流動がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水 4、床下浸水 131、田畑冠水
1983. 5.26 (昭和 58)	日本海中部地震 40.4°	139.1°	7.7	1	3	全体被害：死者 104 人、負傷者 163、建物全壊 934、半壊 2,115、流出 52、船沈没 255、船流出 451、船破損 1,187 など。 石川県：津波により負傷者 8、住家破損 2、床上浸水 3、床下浸水 3
1985.10.18 (昭和 60)	能登半島沖 37.4°	136.6°	5.7	2	4	負傷者 1、文教施設 29、被害総額 1,800 万円
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖地震 37.4°	137.2°	6.6	4	5	地震の概要：平成5年2月7日、22時27分頃能登半島沖でマグニチュード6.6の地震があり輪島で震度5の強震を記録したほか、金沢、富山、高田、伏木でも震度4の中心を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が出た。 被害状況：負傷者29人、住家全壊1、住家半壊20、一部破損1、非住家14、道路被害 142、水道断水 2,355 など被害総額約 42 億円
1993. 7.12 (平成 5)	北海道南西沖地震 42.8°	144.4°	7.8		1	全体被害：死不明者 231 人、負傷者 305 人、住家全壊 567、住家半壊 299、一部破損 2,691、被害船舶 1,715 など 石川県：輪島市、珠洲市、富来町津波による船舶被害 24

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称 北緯 東経	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
			金沢	輪島	
1995. 1.17 (平成 7)	兵庫県南部地震 34.6° 135.0°	7.2	3	3	地震の概要：平成7年1月17日、5時46分、兵庫県南部でマグニチュード7.2の地震があり、神戸等で最大震度7を記録したほか、京都等で震度5、大阪等では震度4を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では金沢・輪島で震度3を記録した。全体の被害：死者6,433人、不明3人、負傷者43,792人以上、住家全壊104,906、半壊144,274と、1900年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。
2000. 6. 7 (平成 12)	石川県西方沖 36.5° 135.3°	6.2	3	4	地震の概要：平成12年6月7日、6時16分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、小松市で震度5弱を記録したほか、北陸で震度1~4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1~3を記録した。
2002.11.17 (平成 14)	石川県加賀地方 36.3° 136.7°	4.7	2	2	石川県河内村直海、吉野谷村市原、尾口村女原で震度4を観測したほか新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度1から3を観測した。この地震による被害は、吉野谷村で一部道路破損1箇所、給水管破損1件、水道断水1棟で、河内村で、非住家一部破損1棟であった。
2007.3.25 (平成 19)	能登半島地震 37.2° 136.7°	6.9	4	6強	地震の概要：平成19年3月25日、9時41分、能登半島沖でマグニチュード6.9の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4~3を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者338人、住家全壊686棟、住家半壊1,740棟、一部損壊26,959棟、非住家4,484棟など

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称		マグニチュード <sup>1)</sup>	震 度		被 害 の 概 況
	北緯	東経		金沢	輪島	
2011.3.11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 38.1° 142.9°		9.0	3	3	地震の概要：平成23年3月11日、14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震があり、最大震度は宮城県栗原市で7。東北から関東にかけての東日本一帯に地震と津波による甚大な被害と原発事故をもたらした。石川県での被害はなかった。被害状況：死者行方不明者約19,000人、全壊・半壊39万戸以上、ピーク時の避難者40万人以上など
2016.4.14	熊本地震(前震) 32.4° 130.5°		6.5 (暫定値)			被害状況：死者98人、負傷者2,421人 住宅全壊：8,198棟、半壊：29,761棟 一部損壊：138,102棟 非住家被害：2,784棟 (内閣府H28.9.14公表資料より)
2016.4.16	熊本地震(本震) 32.4° 130.5°		7.3 (暫定値)	1		

※「理科年表」(出版:国立天文台 1998)、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長<追補版>」(出版:総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成 11 年 3 月)

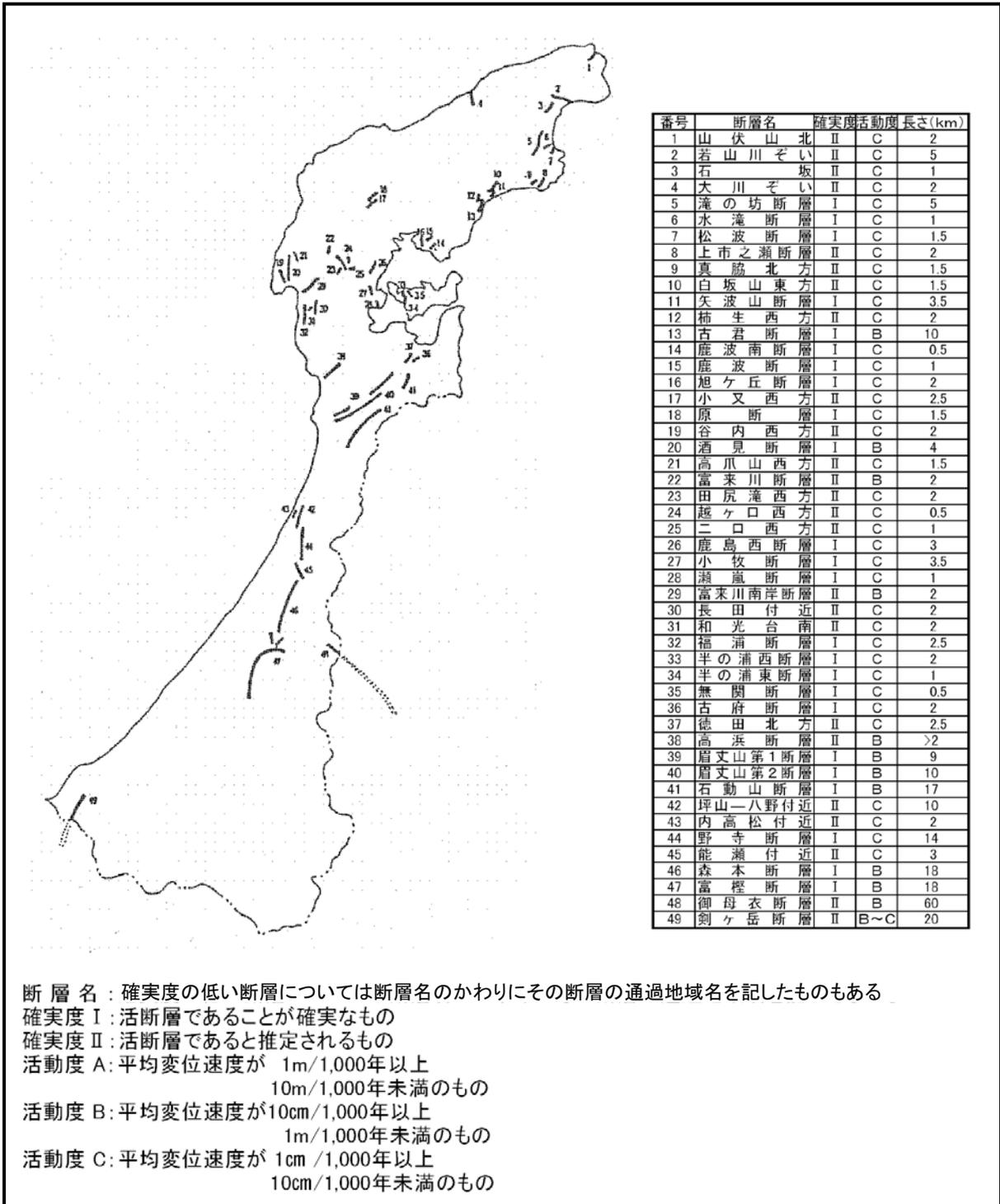
(出典:県地域防災計画(一部抜粋・追加))

## 1-2 県内の活断層

一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、地質時代の第四紀、約200万年前から現代までの間に動いたと見られています。

ただし、活断層が明らかになっていない地域でも地震は発生しているので、活断層の有無によって地震の発生を判断することはできません。

### ▼石川県の活断層

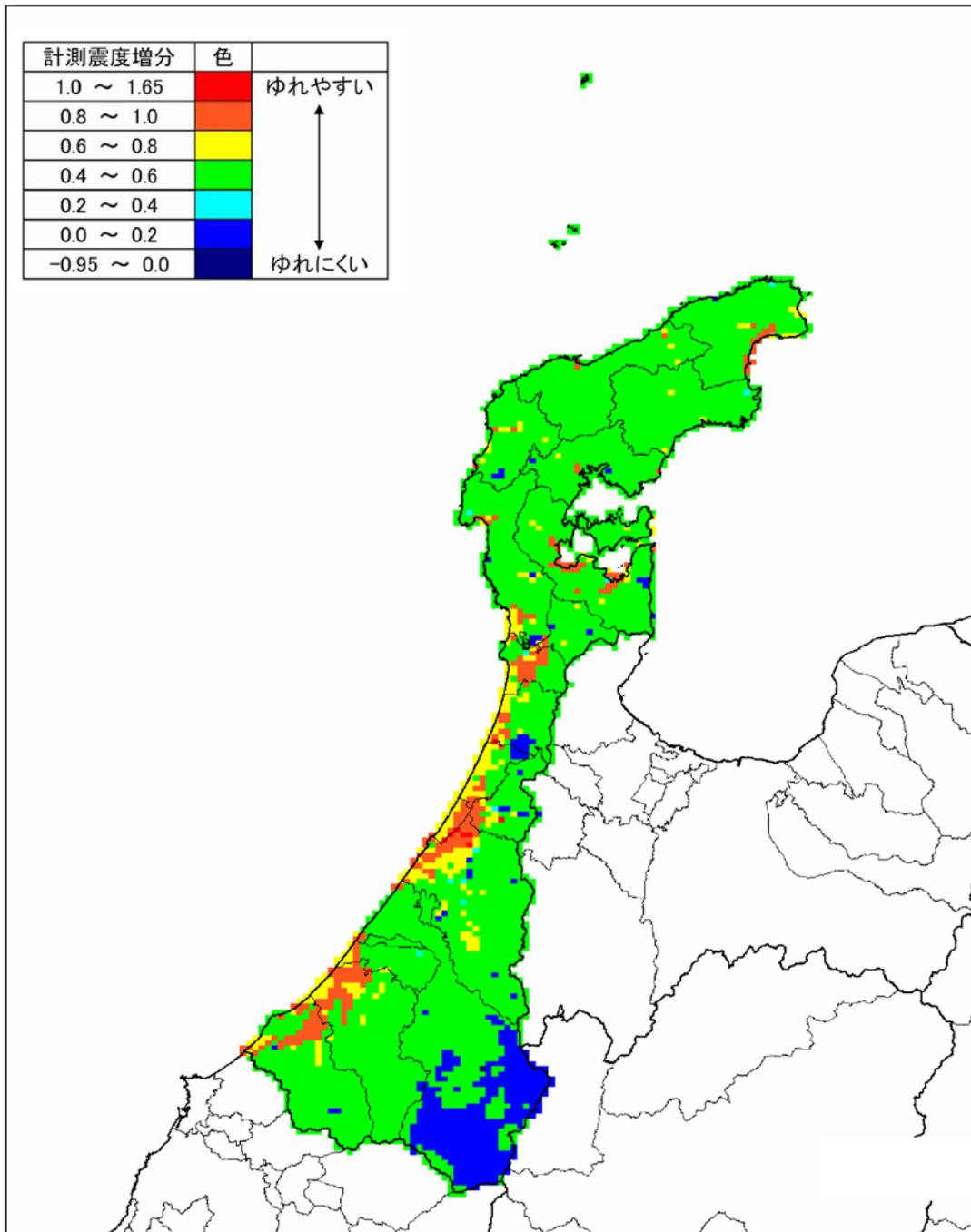


(出典：県地域防災計画)

### 1-3 県内の揺れやすさ

中央防災会議<sup>※1</sup>が行ってきた震度分布の推計等の結果を用いて、内閣府が「表層地盤のゆれやすさマップ<sup>※2</sup>」を作成し、公表しています。

#### ▼表層地盤ゆれやすさマップ（平成 17 年 10 月公表）



（出典：内閣府防災担当ホームページ）

※1 中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

※2 表層地盤のゆれやすさ：地表でのゆれの強さは、表層地盤のやわらかさの程度により決まるものであり、この図面は、各地の平均よりもやわらかい地盤に対して、地表でのゆれが深部（工学的基盤）でのゆれに対して大きくなる割合（計測震度増分）を示したもの。

## 1-4 想定される地震の規模・被害の状況

### (1) 想定される地震の規模

県では、過去に発生した地震の震源分析とその規模、活断層の分布と活動度などから「大聖寺」、「加賀平野」、「邑知潟」及び「能登半島北方沖」の4つの地震を想定しています。

#### ▼想定される地震



(出典：県地域防災計画)

## (2) 想定される被害の状況

「大聖寺」、「加賀平野」、「邑知潟」、「能登半島北方沖」の地震については、冬季の夕刻に発生した場合を想定して、各種の被害、影響を予測しています。

### ▼地震の評価

区分	災害の概況	救命消火期			生活支援期の問題点	地域間の災害応援
		被災中心域	被災地周辺域	注意地域		
大聖寺の地震	・加賀市を中心とし、加賀南部地域付近に影響を及ぼす局所的災害	・加賀市	・小松市、能美市 白山市		・加賀市小松市で避難が問題となり、生活支障は加賀南部地域のみならず加賀平野北部にまで広がる。	・地震後早い時期から金沢市方面の周辺市町により行われる必要がある。
加賀平野の地震	・加賀平野に広く影響を及ぼす広域災害である。 ・特に、河北、金沢、加賀南部の各地域に大きな影響を及ぼし、隣接する加賀北部地域に波及する。 ・能登中部地域の一部でも注意を要する。	[金沢市・河北地域] ・金沢市、かほく市 津幡町 [加賀南部地域] ・小松市、能美市 白山市	[金沢市・河北地域] ・内灘町、かほく市 [加賀南部地域] ・能美市、加賀市	・白山市、野々市市 川北町、中能登町	・邑知潟より北側の地域と白山山麓を除いて避難や生活支障が問題となる。特に避難は重い課題となる。	・この地震は広域にわたって甚大な災害をもたらすので、全国規模の災害応援が必要となる。
邑知潟の地震	・邑知潟を中心とし、能登中部地域と周辺地域の一部に大きな影響を及ぼす災害	・七尾市、羽咋市 宝達志水町、 中能登町	・輪島市、七尾市 穴水町、能登町 津幡町、かほく市 志賀町	・珠洲市、能登町 内灘町、金沢市	・能登中部地域で避難が大きな問題となり、河北地域の大半と能登北部地域の一部にも問題が波及する。 ・生活支障は能登中部地域から周辺地域に広がるが、河北地域で重いことが注目される。	・地震後早い時期から金沢市、小松市方面の市町などにより行われる必要がある。
能登半島北方沖の地震	・ごく局地的な災害で、災害度は低い。	・輪島市、珠洲市	・能登町、穴水町		・能登北部地域の一部と能登中部地域の一部で避難が問題となる。 ・生活支障は能登半島から金沢市まで広がる。	・地震後早い時期から金沢市方面の市町などにより行われる必要がある。

(出典：県地域防災計画)

▼ 地震の被害予測結果（冬の夕刻を想定調査）

区 分	建物全壊		炎上出火 件 数	延焼棟数	死者数 (人)	負傷者数 (人)	要救出者 数(人)	避難者数 (人)	上水道配水管		ガス低圧管 (被害個所)	電 柱 (被害本)	電 話 柱 (被害本)
	棟数	率 (%)							被害個所	率 (%)			
大聖寺の地震	2,340	0.5	62	56	253	1,869	957	11,738	5,732	0.8	164	61	28
加賀平野の地震	16,843	3.9	455	3,854	2,182	7,829	4,841	104,885	13,940	2.0	1,106	163	78
邑知潟の地震	6,092	1.4	160	488	700	3,663	1,426	36,792	9,958	1.4	93	96	39
能登半島北方沖の地震	120	0.0	4	0	7	211	50	2,781	2,455	0.4	0	23	8

（注）配水管、低圧管、電柱、電話柱は、一般家庭等末端に取付けるまでの管、柱のことを示す。

（出典：県地域防災計画）

## 2章

### 住宅・建築物の耐震化の目標

#### 2-1 耐震化の現状

##### (1) 住宅と多数の者が利用する建築物の建築年代別（旧耐震・新耐震<sup>※1</sup>）戸数及び棟数

県内の約4割が旧耐震（昭和56年以前）の建築物です

住宅及び多数の者が利用する建築物の建築年代戸数及び棟数をみると、住宅では総戸数 439,900 戸の約 32%が旧耐震（昭和 56 年以前）の建築物です。また、多数の者が利用する建築物では、総数約 5,500 棟の約 36%が旧耐震（昭和 56 年以前）の建築物です。

##### ▼住宅の建築年代別戸数（平成 25 年 住宅・土地統計調査より）

新耐震（57 年以降） 300,900 戸[68%]	旧耐震（56 年以前） 139,000 戸[32%]
-------------------------------	-------------------------------

住宅（総数：439,900 戸）

##### ▼多数の者が利用する建築物の建築年代別棟数（平成 27 年度末）

新耐震（57 年以降） 3,505 棟[64%]	旧耐震（56 年以前） 1,959 棟[36%]
-----------------------------	-----------------------------

多数の者が利用する建築物（総数：5,464 棟）

##### (2) 住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

住宅は 76%、多数の者が利用する建築物は 86%が「耐震性あり<sup>※2</sup>」の建築物です

耐震化の現状は、耐震性のある住宅が約 76%（334,800 戸）となっています。また、耐震性のある多数の者が利用する建築物が約 86%（4,736 棟）となっています。

##### ▼住宅の耐震化率（平成 25 年 住宅・土地統計調査より）

耐震性あり 334,800 戸[76 %]	耐震性なし 105,100 戸
--------------------------	--------------------

住宅（総数：439,900 戸）

##### ▼多数の者が利用する建築物の耐震化率<sup>※3</sup>（平成 27 年度末）

耐震性あり 4,736 棟[86 %]	耐震性なし 728 棟
------------------------	----------------

多数の者が利用する建築物（総数：5,464 棟）

※1 旧耐震・新耐震：昭和 55 年に建築基準法における構造規定が改正され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された。その新たな基準で建築されたものを「新耐震（建築物）」、それ以前のを「旧耐震（建築物）」という。本計画では、昭和 56 年以前に建築された建築物を旧耐震、昭和 57 年以降に建築された建築物を新耐震として算出している。

※2 耐震性あり：昭和 57 年以降建築（新耐震）された建築物数と昭和 56 年以前建築（旧耐震）された建築物数のうち耐震性のある建築物。（昭和 56 年以前の耐震性ありについては、国の調査に基づく耐震性あり掛率を乗じて建築物数を算出。）

※3 多数の者が利用する建築物の耐震化率：市町の調査データに上記※2の耐震性ありの数を踏まえて算出した推計値。

### (3) 平成27年度までの目標の達成状況

住宅は、目標90%に対して平成27年度推計で78%と12ポイント下回っており、多数の者が利用する建築物は、目標90%に対して86%と4ポイント下回っています。

	住宅		多数の者が利用する建築物	
	平成17年度	H27年度(推計)	平成17年度	H27年度
推計値	71%	78%	77%	86%
目標値	—	90%	—	90%

## 2-2 耐震化の目標

平成37年度に住宅は95%、多数の者が利用する建築物は95%を目標とします

### (1) 目標設定のポイント

今後10年間の目標を設定する上で、考慮すべき事項は以下のとおりです。

#### ① 国の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号、改正平成28年3月25日国土交通省告示529号)」において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にするとともに、住宅については、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

#### ② 前計画期間における耐震化の状況と今後の見通し

平成27年度末までの耐震化の状況は、前項に記載したとおりですが、目標を達成できなかった要因として、リーマンショック等による経済の低迷により、旧耐震の建物の建替えや耐震改修がこれまでのペースで進まなかったことが考えられ、今後も同様のペースで自然更新がなされると予測されます。

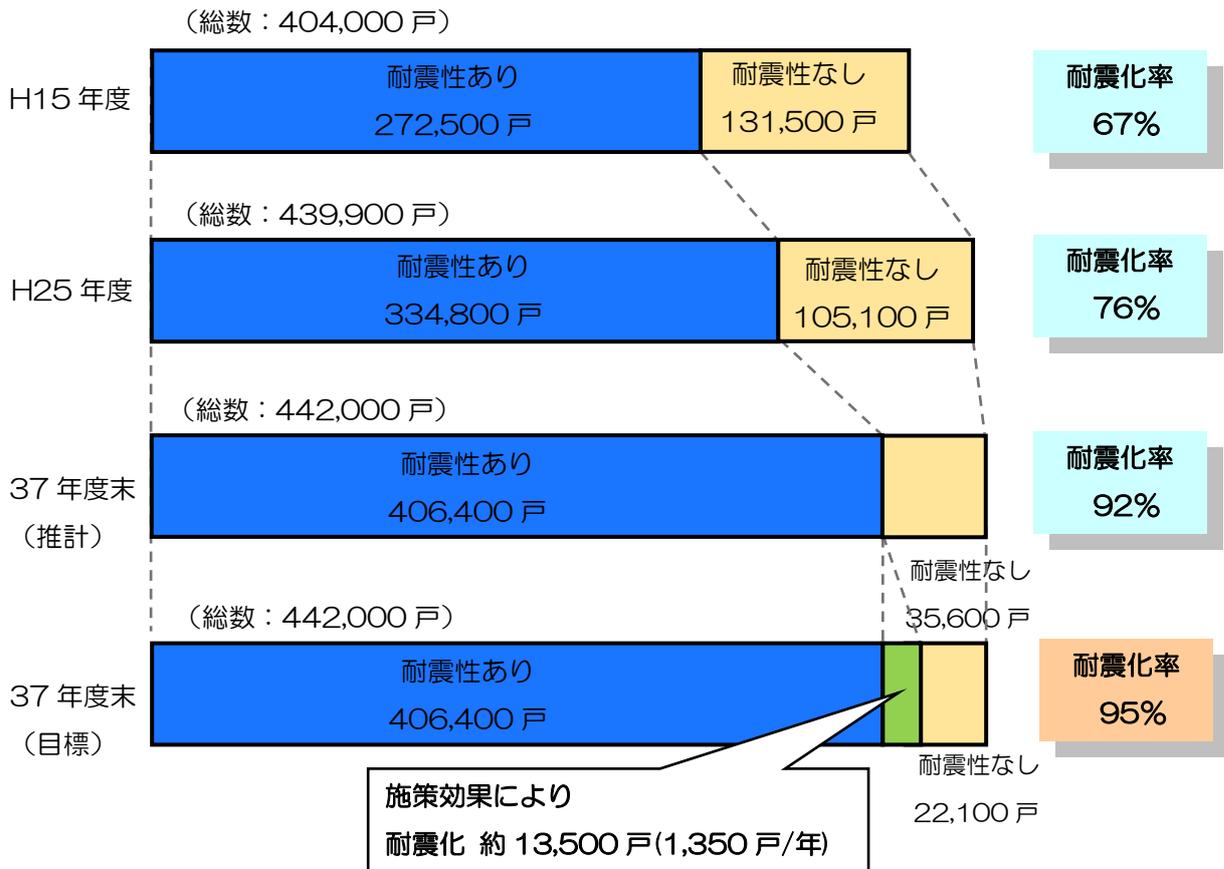
#### ③ 近年の地震被害の状況

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震では、防災拠点である公共施設が被害を受けて、救護活動や災害復旧業務に支障がでたとされています。

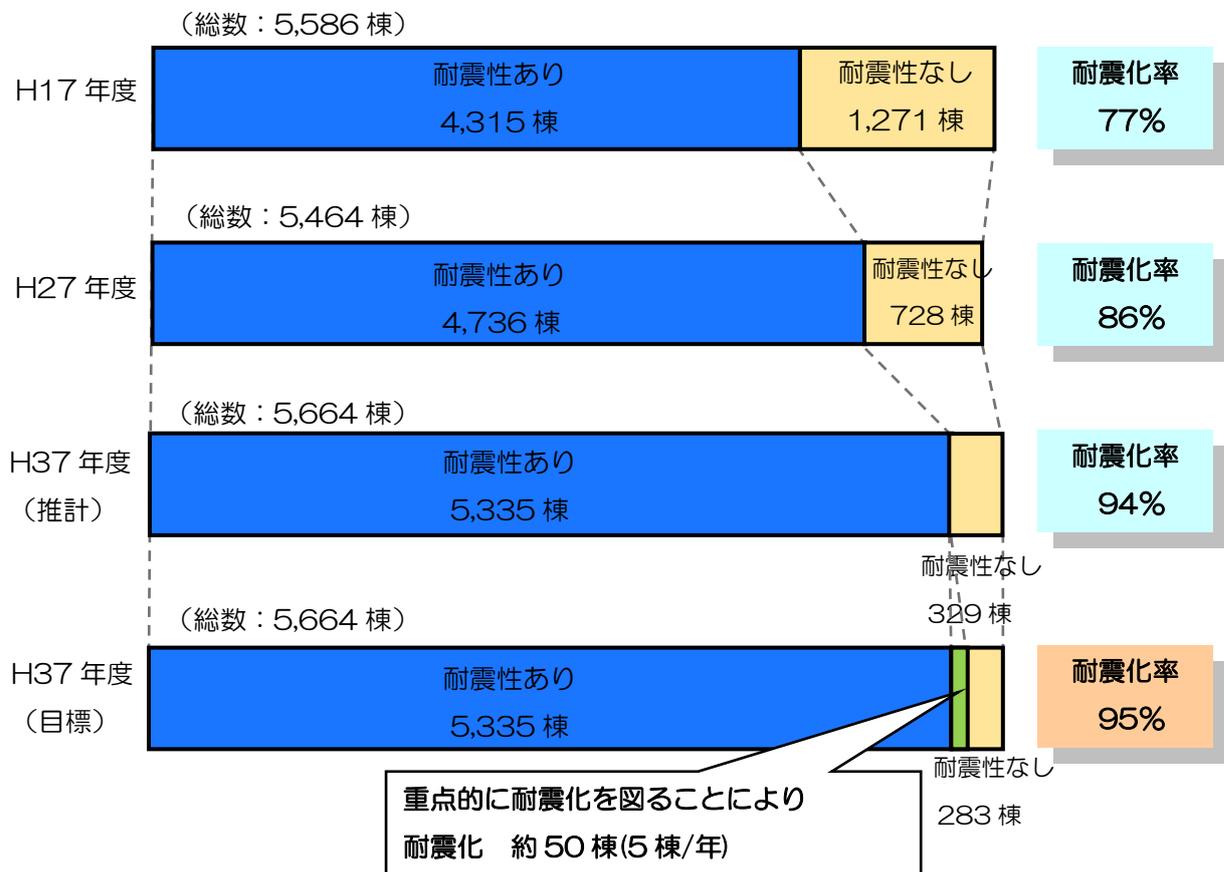
### (2) 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

上述の状況や耐震化率の実情をふまえて、住宅及び多数の者が利用する建築物については、平成28年度から平成37年度までの10年間で、耐震化率95%を達成することを目標とします。

### ▼住宅の耐震化率の目標



### ▼多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標



## 2-3 公共建築物等の耐震化の現状と目標

地震発生後に、災害対策を行う拠点施設、避難所、病院そして災害弱者が利用する学校や福祉施設等は、被災後もその機能を維持し、災害対策の遂行や災害弱者の生活の安定を図る必要があることから、早急に耐震化を図る必要があります。

これらの建築物の耐震化の目標は多数の者が利用する建築物同様に平成 37 年度までに 95%とし、耐震化率の高い施設は、100%に近づけるよう重点的に耐震化を図ることとします。

施設区分	耐震化率		目標	庁内担当課・連絡先
防災拠点施設	91.5% (H28.3.31)		95% (H37 末)  ※95%を 超える施設 はできるだ け100% に近づける	危機対策課 076-225-1482
県	99.8% (H28.3.31)			同上
市町	89.6% (H28.3.31)			同上
病院 (20床以上)	70.8% (H28.4.1)			医療対策課 076-225-1431 地域医療推進室 076-225-1449
小中学校施設	96.1% (H28.4.1)			教育委員会事務局庶務課 076-225-1813
私立学校	87.5% (H28.4.1)			総務課 076-225-1232
社会福祉施設 (金沢市除く)	88.0% (H26.10.1)			厚生政策課 076-225-1411
救護施設	100.0% (H26.10.1)			長寿社会課 076-225-1416
高齢者福祉施設	94.2% (H26.10.1)			障害保健福祉課 076-225-1428
障害者福祉施設	76.3% (H26.10.1)			少子化対策監室 076-225-1421
児童福祉施設	85.7% (H26.10.1)			
社会福祉施設(金沢市)	77.8% (H27.3)			金沢市建築物耐震改修促進 計画 p22 より転写

# 3章

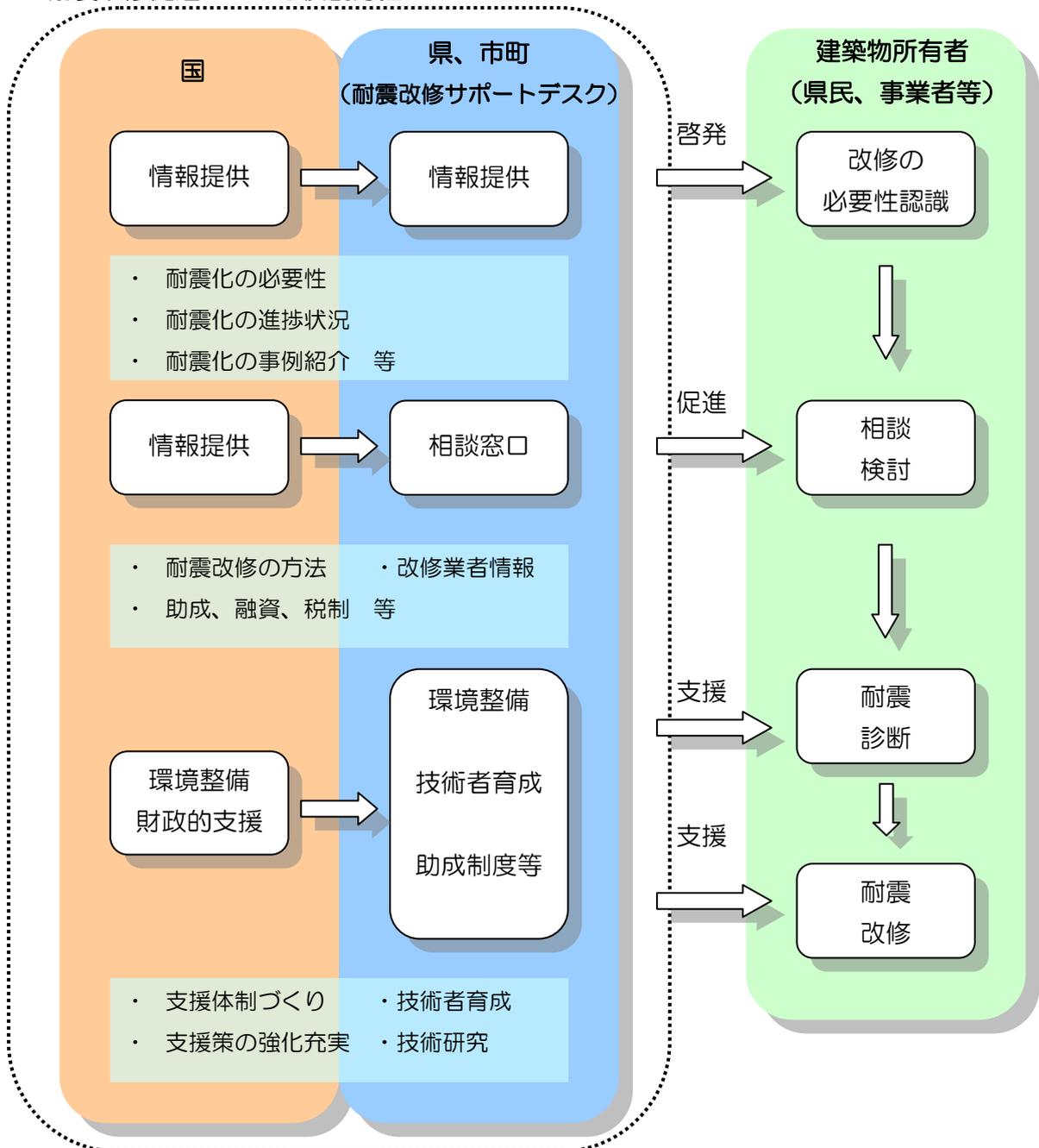
## 耐震化を促進するための総合的な取組み

### 3-1 耐震化の促進に関する基本的な役割分担の考え方

住宅・建築物の所有者の役割としては、自らの生命や財産を守る意識を持ち、身近にできる対策（簡易改修等）から始め、主体的に地震に備えることが最も重要です。

また、県、市町の役割としては、住宅・建築物の各所有者の耐震化意識を向上させるため、情報提供や耐震化しやすい環境を整備し、各所有者を支援します。

#### ▼耐震改修促進における役割分担のイメージ



### 3-2 耐震化に関する啓発や知識の普及等に関する取組み

県と市町は連携し、耐震化に関する啓発や知識の普及等に関する取組みを実施します。

#### (1) 適切な情報提供

##### ① 普及啓発用のパンフレット等の整備

(一財)日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、県で作成した耐震補強の方法や耐震改修支援制度等について周知するパンフレットを活用し、普及啓発を行います。

#### ▼県で作成した耐震改修普及パンフレット（抜粋）



#### ▼身近にできる地震対策（PRの事例）

##### 定期点検、早期手入れの実施

住宅の各部に腐食、破損、ひび割れ、雨漏りなどがいないか点検し対策をたてる

##### 屋内、屋外の安全確認

避難通路、安全な場所の確保、窓ガラスなどに飛散防止フィルムを張る

##### 家具の転倒防止

家具を壁や柱に固定したり、畳やカーペットの上の家具は、下に板を敷くなどして安定を図る

##### 地震保険への加入

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流出による損害を補償する保険に加入する

## ② 耐震化情報の提供

耐震診断・耐震改修を実施した結果、耐震性が一定以上あるとされた建築物等について、所管行政庁に認定されたものは、利用者等に情報提供する制度（マーク等を表示するなど）が活用できます。

## ③ 普及啓発方法

### ・インターネット、広報誌等の活用

インターネットや広報、新聞等のメディア等を活用し、耐震化について普及啓発を行います。

### ・地域防災訓練などの活用

市町や地域コミュニティ単位、小中学校などで開催される地域防災訓練などの機会を積極的に活用し、防災に対する総合的な普及啓発がされるよう、関係諸団体と連携を図ります。

### ・ワークショップによる普及啓発

特に、防災上の危険性の高い耐震改修促進地区候補地や、温泉街や繁華街などの不特定多数が利用する特定建築物が集積する地区において、建築物の耐震診断やコミュニティ単位での地域防災力のチェックを行い災害に強いまちづくり意識の向上を図るため、市民参加のワークショップなどの手法を活用します。

## (2) 専門家の育成

建築技術者に対し、耐震診断・耐震改修に必要な建築技術力向上を図るため、（一財）日本建築防災協会、（公財）建築技術教育普及センター、（一社）石川県建築士事務所協会ほか、県内の建築関係団体等と連携し、セミナーや講習会を開催します。

## (3) 相談体制の強化

- ① 石川県を含む特定行政庁において、平成 25 年 10 月に住宅・建築物の耐震化に関する相談窓口として「建築物耐震改修サポートデスク」を設置しました。

所有者が円滑に耐震診断や耐震改修を行えるよう、耐震化に関する情報提供などを行っています。

### ▼「建築物耐震改修サポートデスク」

石川県	土木部建築住宅課	076-225-1778
金沢市	都市整備局定住促進部建築指導課	076-220-2327
七尾市	建設部都市建築課	0767-53-8429
小松市	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105
白山市	建設部建築住宅課	076-274-9561
野々市市	産業建設部建築住宅課	076-227-6087
加賀市	建設部建築課	0761-72-7935
能美市	産業建設部土木課建築住宅室	0761-58-2251

- ② 「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」などを活用し、住宅等の所有者の耐震診断及び耐震改修の相談に対応できる体制を強化します。

▼「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」

「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」は、県内の住宅相談に迅速で的確な対応を行うこと、並びに総合的な情報収集を行うことを目的として、県内の住宅相談を行っている主な機関が中心となって構成されています。		
会 員 (7)	(一社) 石川県建築士事務所協会	NPO 法人バリアフリー 総合研究所
	(一社) 石川県建築士会	(一財) 石川県建築住宅センター
	(公社) 石川県宅地建物取引業協会	石川県消費生活支援センター
	(独) 住宅金融支援機構北陸支店	
協力会員 (2)	石川県	金沢市

(4) 「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」との連携強化

安心して耐震改修等を行うことができるような情報提供、相談体制の強化のため「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」と一層の連携を図ります。

▼「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」

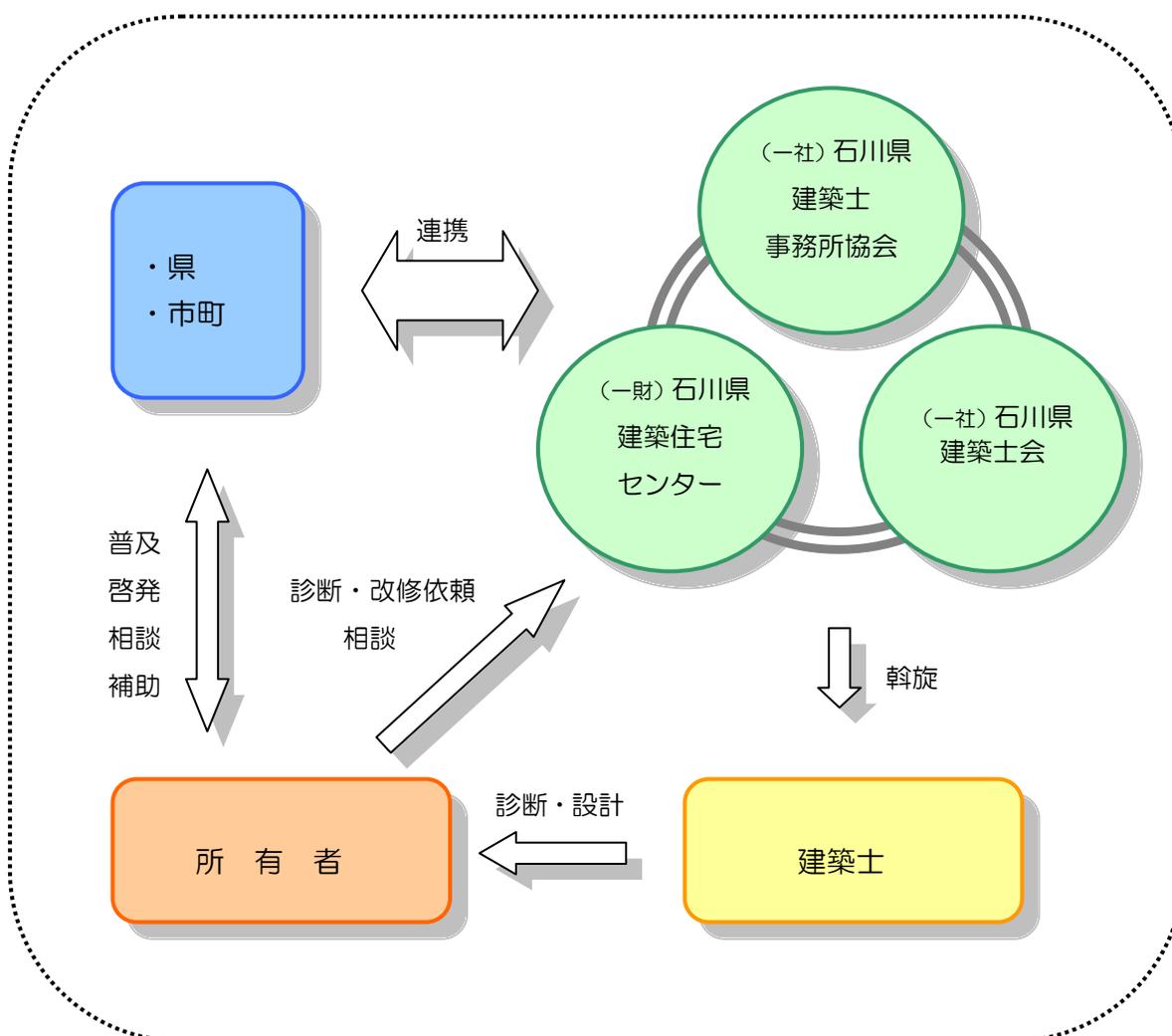
「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」は、住宅に関する調査研究、県民への住情報提供に関する事業等の実施を通じ、住宅関連産業の活性化と県民の住意識の向上を図り、21世紀の石川県にふさわしい豊かな住宅の供給や住環境の整備の推進に資することを目的として、下記会員により構成されています。			
正会員 (17)	(一財) 石川県建築住宅センター	(一社) 石川県建設業協会	(一社) 石川県木造住宅協会
	(一社) 石川県建築組合連合会	(公社) 石川県宅地建物取引業協会	(一社) プレハブ建築協会 中部支部 北陸協議会
	(一社) 石川県設備設計監理協会	(一社) 石川県建築士会	(一社) 石川県建築士事務所協会
	(公社) 石川県木材産業振興協会	石川県森林組合連合会	石川県生コンクリート工業組合
	(一社) 石川県左官業組合連合会	石川県電気工事工業組合	石川県管工事協同組合
	石川県エクステリア協議会	石川県住宅建築行政推進協議会	
特別会員 (2)	(独) 住宅金融支援機構北陸支店	石川県土木部建築住宅課	

### (5) リフォームにあわせた耐震改修の促進について

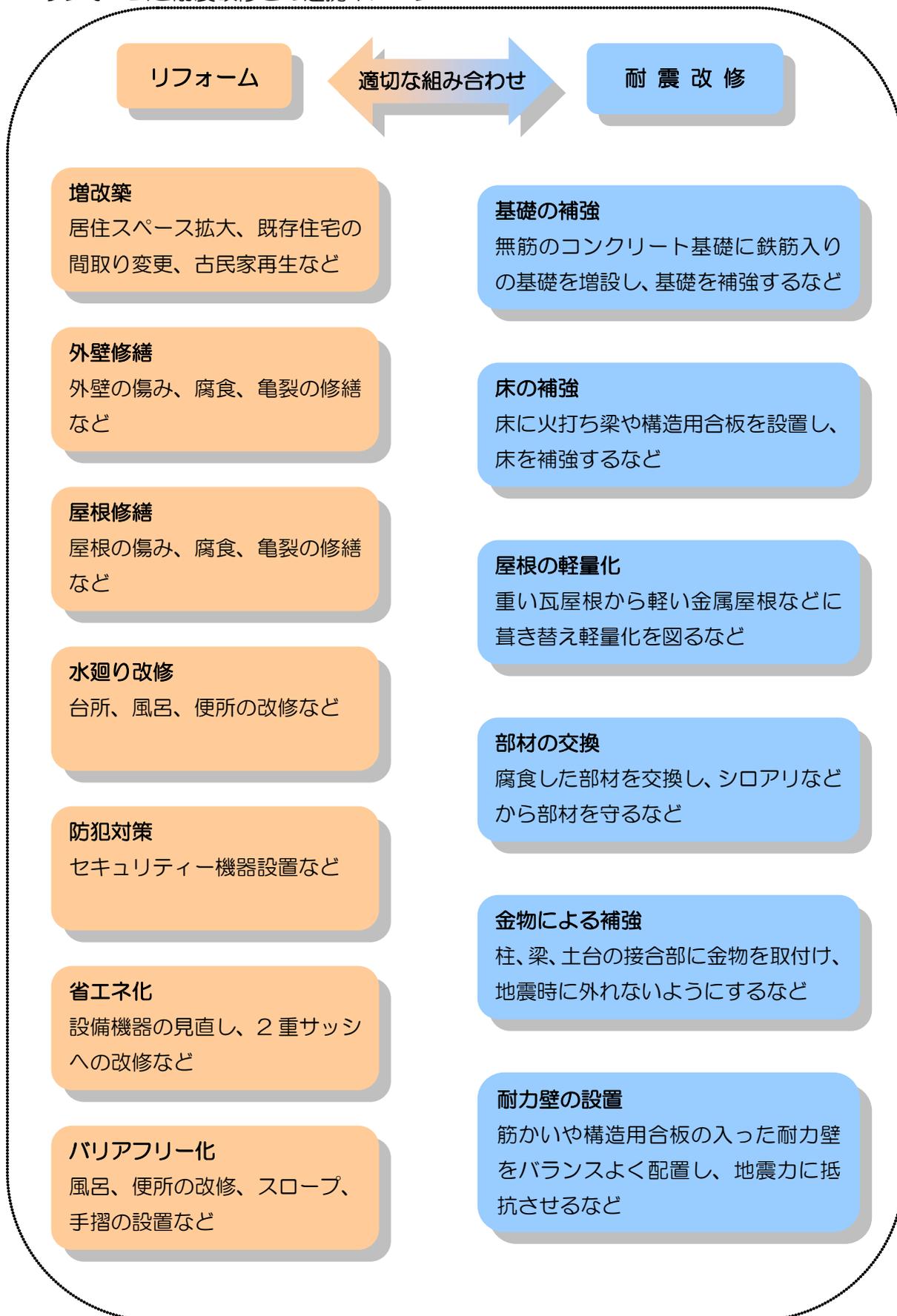
住宅の省エネやバリアフリー化などのリフォーム工事や増改築と一緒に耐震改修を行うことは、工事の手間やコストの面から、とても合理的です。そこで、リフォームと同時に耐震改修を行うことのメリットなどについて、パンフレット等により所有者や施工者にPRして行きます。

また、増改築の推進に関するイベント等を活用し、リフォーム業者と連携を図りながら、リフォームにあわせた耐震改修を推進します。

#### ▼既存住宅の耐震リフォームの推進体制イメージ



▼リフォームと耐震改修との連携イメージ



### 3-3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

耐震診断・耐震改修を促進するため、現在ある助成制度を活用するとともに、市町との連携により、制度拡充や新しい制度の創設について検討します。

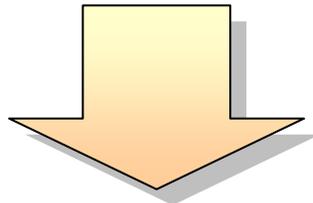
#### ▼木造住宅の耐震診断・耐震改修の流れ

(金額は目安であり、住宅の規模や間取り等によって異なります。)

相談

費用の目安・・・・・・・・無料(現地調査がある場合は有料)

「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」等を活用し、所有者の耐震診断・耐震改修の相談に対応しています。

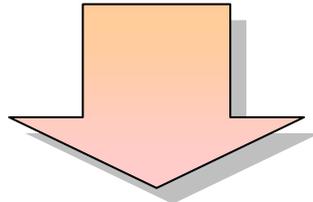


耐震診断

費用の目安・・・・・・・・1棟あたり約12万円程度<sup>※1</sup>

各市町が行っている補助制度により、国、県の上乗せ補助も含めて、補助率2/3～全額の助成が受けられます。

受付窓口 各市町担当課 (P36、37 参照)



耐震改修

費用の目安・・・・・・・・1棟あたり約100～300万円程度<sup>※2</sup>

各市町が行っている補助制度により、国・県の上乗せ補助も含めて、補助率1/3～2/3の助成が受けられます。また、その場合併せて所得税控除(限度額20万円)及び固定資産税の減額も受けられます。<sup>※3</sup>

受付窓口 各市町担当課 (P36、37 参照)

※1: 県が行った補助実績による。(平成10～平成17年)

※2: (財)日本建築防災協会パンフレット「耐震補強のポイントと事例」データを参考として記載。また、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合が調査したデータでは、平均約127万円(平成17年)。

※3: 税控除については、対象となる期間が限定されています。詳細は、国税庁(所得税)、市町税担当窓口(固定資産税)へお問い合わせ下さい。

### 3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する取組み

県と市町は連携し、地震時の建築物の安全対策に関する取組みを実施します。

#### (1) ブロック塀の安全対策

▼ブロック塀倒壊（能登半島地震）

地震発生時のブロック塀倒壊による人的被害や道路閉塞などへの対策として、ブロック塀倒壊の危険性や適切な補強方法等に関する知識普及を図ります。

なお、危険ブロック塀除去やブロック塀の代わりに生垣を設置する場合、以下の補助制度が利用できます。

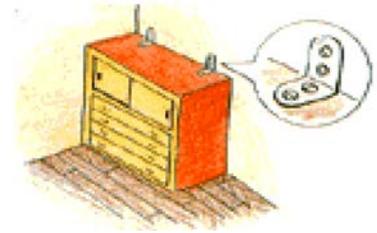


事業主体	制度・事業名	方式	担当課
金沢市	危険ブロック塀等除去補助制度	補助	金沢市建築指導課ほか
	生垣の設置に関する補助制度		
小松市	生垣設置助成金	補助	小松市緑花公園センター
野々市市	生垣設置助成金	補助	野々市市建築住宅課
川北町	生垣設置奨励補助金	補助	川北町産業経済課

#### (2) 家具の転倒防止対策

▼家具転倒防止イメージ図

地震発生時の家具の転倒防止対策として、県民に対して家具転倒時の危険性や転倒防止器具、就寝時の安全対策のひとつとして防災ベッド\*等に関する知識普及を図ります。



#### (3) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

地震発生時の窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策として、所有者に対して早期点検を促すと共に施工者に対して適切な施工方法及び補強方法の普及を図ります。

#### (4) 天井材の落下防止対策

▼天井材落下（能登半島地震）

地震発生時の建物内の天井材の落下防止対策として、建築物の所有者に対して早期点検を促すと共に、施工者に対して適切な施工方法及び補強方法に関する知識普及を図ります。



#### (5) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震発生時のエレベーター閉じ込め防止対策として、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、エレベーターの安全性の認識、閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識普及を図ります。

\*防災ベッド: 就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

## (6) 地震後の復興に不可欠な施設

ライフライン（電気、ガス、水道）、下水道、交通関係などの関連施設について耐震化の促進を一層図ります。

### 3-5 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物

大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物について、石川県耐震改修促進計画において耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物）として指定します。（指定は別添のとおり）

### 3-6 地震等に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震等に伴う崖崩れや大規模造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業<sup>※1</sup>等を活用するとともに、土砂災害防止法<sup>※2</sup>による特別警戒区域の指定などにより、土砂災害により被害を受けるおそれのある建築物への構造物の規制、注意喚起や情報提供などを行います。

また、市町が主体となって作成する地震防災マップの記載内容のひとつとして、大規模盛土造成地情報の提供を行うことなどについても検討します。

#### ▼がけ地近接等危険住宅移転事業

##### 1 制度概要

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う人に対して、国と県、市町が除却費等と新築する住宅の建設費や土地の取得等に要する経費の一部を補助する制度です。

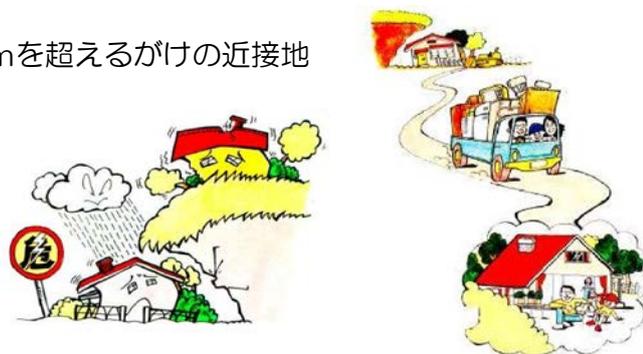
##### 2 危険住宅とは

昭和36年4月1日以前に建築された住宅で、次の①から③のいずれかに該当する区域内に建つ住宅です。

- ① 勾配が30度を超え、高さが3mを超えるがけの近接地
- ② 災害危険区域内
- ③ 土砂災害特別警戒区域内

##### 3 事業主体

各市町（住宅担当課）



※1 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業：大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ること等を目的として、県・市町が国の補助を得て、河川、砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備する事業。

※2 土砂災害防止法：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

#### 4-1 所管行政庁\*<sup>1</sup>（特定行政庁\*<sup>2</sup>）や市町との連携

耐震改修を促進するため、県内の所管行政庁（特定行政庁）との連携を強化し、指導や命令等を行う建築物の一層の情報共有に努めます。なお、情報共有にあたっては「石川県特定行政庁連絡会議」や「石川県耐震改修に関する特定行政庁等連絡会議」を活用します。

また、指導や命令等を行うにあたっては、県と市町が連携し、耐震診断・耐震改修を行うことが利用者や周辺住民の生命や財産を守るために、いかに重要なことであるかについて、広く周知を図った上で実施します。

#### 4-2 耐震改修促進法による指導等の実施

##### （1）耐震診断義務付け対象建築物

###### ① 耐震診断・報告の実効性確保

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務がある旨の周知を行い、耐震診断の確実な実施を図ることとします。また、期限内に報告のない所有者については、督促し、それでも報告を行わない所有者については、相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を命じ、あわせてその旨をホームページで公表します。

###### ② 耐震診断結果の公表

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページで公表するものとします。

要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物ごとに、要緊急安全確認大規模建築物については、政令第8条第1項各号に定める用途ごとに取りまとめた上で公表するものとします。

###### ③ 耐震改修にかかる指導・助言、指示、公表

所管行政庁は、重点的に耐震化すべきと位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導及び助言を行うこととします。

指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページで公表します。

## (2) 既存耐震不適格建築物への指導・助言

法改正により、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しないすべての建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないこととなりました。（耐震診断義務付け対象建築物を除く）

所管行政庁は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対し、必要に応じて、指導・助言を行います。

## (3) 特定既存耐震不適格建築物への指導・助言、指示、公表

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認められた場合は、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います。（法第15条第1項）

さらに、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（P38参照）について、地震に対する安全性の

向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認められたときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行います。（同条第2項）

さらに指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を公表して行きます。（同条第3項）

なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことにより、その利用者や周辺住民に対して危険性が高いことを明確に示したうえで実施します。

### 指導及び助言の方法

耐震化の必要性、耐震診断・耐震改修の実施の方法等について説明を行います。

また、必要に応じて文書の送付などにより指導及び助言を行います。

### 指示の方法

耐震診断・耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示を行います。

### 公表の方法

耐震改修促進法に基づく公表であることを明確にするとともに、住民に広く周知するため、県及び市町の広報やホームページへの掲載などにより公表を行います。

※1 所管行政庁：耐震改修促進法に基づく建築物の耐震改修計画の認定や、特定既存耐震不適格建築物に対する指示、助言等の権限を有する市町村長又は都道府県知事をいう。

※2 特定行政庁：建築基準法に基づく建築物の許可や勧告、命令等の権限を有する市町村長又は都道府県知事をいう。

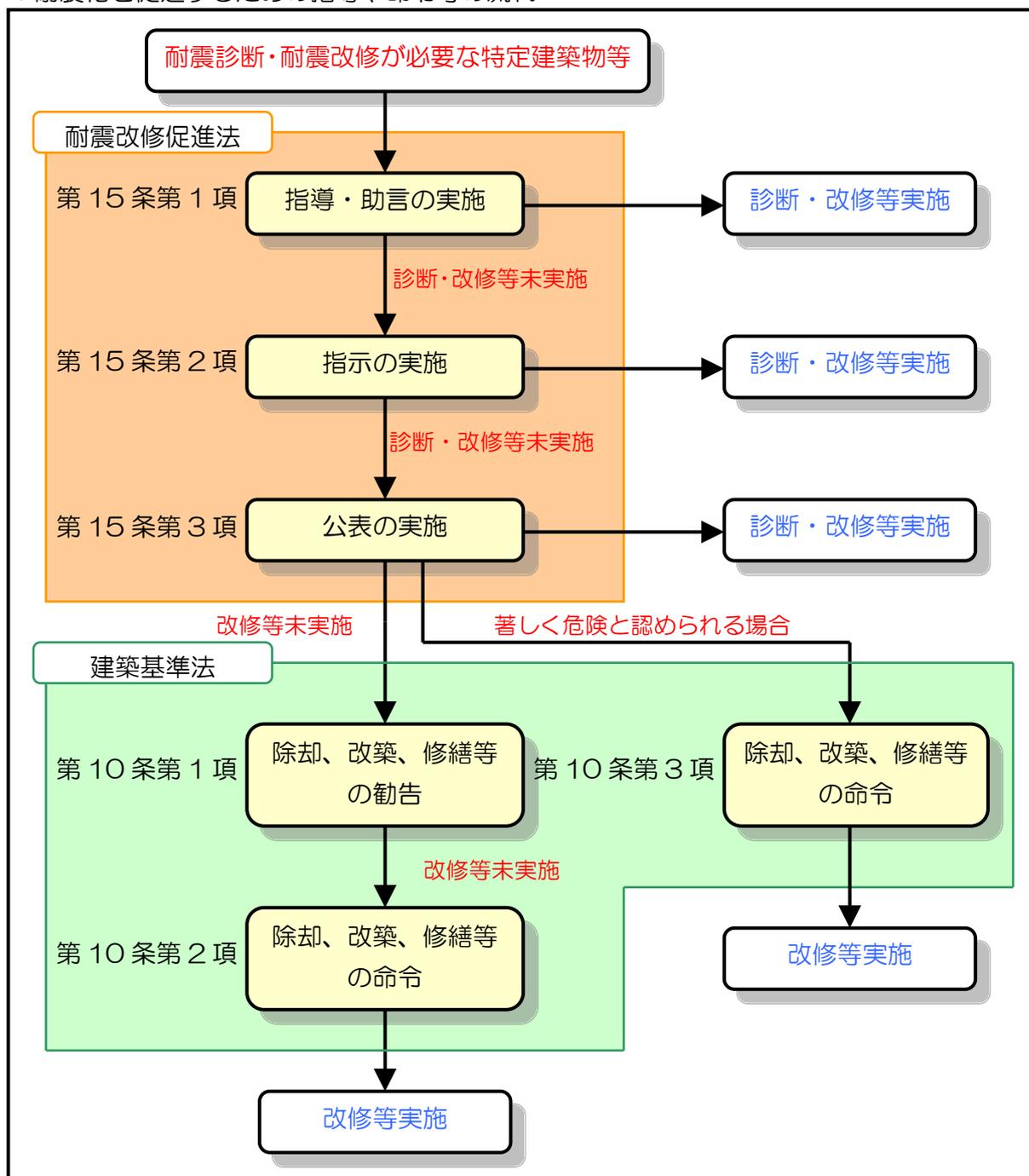
【平成28年4月現在、※1、※2共に県、金沢市、七尾市、小松市、白山市、野々市市、（限定特定行政庁：加賀市、能美市）】

#### 4-3 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法第 15 条第 3 項の公表を行ったにもかかわらず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、特定行政庁は、当該建築物の所有者に除却、改築、修繕等を行うよう勧告（建築基準法第 10 条第 1 項）を行います。それでも当該建築物の所有者が耐震改修等を実施しない場合、その勧告に係る措置をとるよう命令（同条第 2 項）を行います。

また、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者等に対しては、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう、勧告の手続きを踏まずに直接命令を行います。（同条第 3 項）

##### ▼耐震化を促進するための指導や命令等の流れ



### 5-1 市町耐震改修促進計画の策定

各市町は、本計画を踏まえ地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を促進するため、より詳細な施策内容等を記載した市町耐震改修促進計画を早期に策定することとします。県は、市町耐震改修促進計画の策定にあたり必要な助言及び技術的支援を行います。

### 5-2 市町耐震改修促進計画に定める事項

各市町は、市町耐震改修促進計画において、下記内容を参考として、耐震診断・耐震改修促進のために必要な事項を定めます。

#### 「市町耐震改修促進計画」に定める事項（参考）

#### 1 耐震化の目標

##### 1-1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

- (1) 過去の地震の概要について記載します。
- (2) 市町地域防災計画等を参考として、想定される地震（地震の規模）、被害の状況（人的被害、建築物被害等）等について記載します。

##### 1-2 耐震化の現状

住宅・建築物の耐震化率の現状を把握し記載します。

- (1) 調査票を作成し、住宅・土地統計調査や市町が集計した資料等を参考に耐震化状況の調査を行います。調査票（利用するデータ）は、一定期間（毎年または数年）ごとに更新することを前提に作成します。
- (2) 調査した内容を町丁目単位等できるだけ小さな単位で集計し、一覧表及び図面を作成し、耐震化率の現況把握を行います。また、特に耐震化率が低い区域等については、必要に応じて現地調査を行うなどにより、区域の特徴を把握します。
- (3) 耐震診断・耐震改修等に関する補助、融資などの実績があれば記載します。

##### 1-3 耐震改修等の目標の設定

- (1) 本計画の目標値を考慮し、防災部局や教育委員会等と連携を図りながら、住宅、学校、病院等建築物の用途ごとに耐震化の目標を設定します。
  - ① 住宅及び多数の者が利用する建築物の総合的な耐震化の目標を設定します。
  - ② 用途（学校、病院、社会福祉施設など）ごとに目標を設定します。
- (2) 公共建築物（市町施設）の耐震化の現状と目標について記載します。
  - ① 学校、病院、庁舎等の耐震化の目標について

- ② 市町営住宅の耐震化の目標について
- ③ 耐震診断結果の公表について
- ④ 目標達成に向けた整備プログラムについて

## 2 耐震化の方針

### 2-1 所有者等と市町の役割分担の考え方

どのような体制で耐震化を支援していくかについて記載します。

- (1) 本計画の「役割分担の考え方」を考慮し、耐震化促進の役割分担を記載します。
- (2) 上記役割分担に加え、町内会等やNPO等との連携についても記載します。

### 2-2 支援策、環境整備、総合的な安全対策等の方針

耐震化を促進する方針について記載します。

- (1) 支援策（助成制度など）の方針を記載します。
- (2) 環境整備（相談体制、情報提供など）の方針を記載します。
- (3) 総合的な安全対策（ブロック塀倒壊、ガラス落下・家具転倒対策など）の方針を記載します。

### 2-3 重点的に耐震化を促進する区域等

現地調査の結果を考慮し、重点的に耐震化を促進する区域や優先的に耐震化を促進する建築物等の考え方を記載します。

#### (1) 重点的に耐震化すべき区域について

特に耐震化率が低い区域やモデル的に耐震化を図る区域を、「重点的に耐震化を促進すべき区域」として設定し記載します。

なお、区域の設定にあたっては、住民参加のワークショップや説明会を開催するなど、地元と一体となって取り組む体制をつくることが重要です。

#### (2) 優先的に耐震化を促進する建築物及び公共建築物の考え方

市町地域防災計画や各関係機関と連携し、優先性の高い建築物及び公共建築物（防災拠点施設、避難施設）の選定方法や耐震診断・耐震改修の優先順位の考え方を記載します。

#### (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路（法第6条）

市町地域防災計画を参考とし、各関係機関と連携を図り、地震発生時に通行を確保すべき道路として、県が指定する緊急輸送道路や市町が定める避難路等について記載します。

- ① 防災拠点施設へ繋がる道路などから避難路等を選出し、記載します。
- ② 選出した道路の沿道で、倒壊の恐れのある建築物への対応方針について記載します。

### 3 耐震化を促進するための支援策の概要

#### 3-1 市町が実施する補助制度等

耐震化を促進するための具体的な補助制度等について記載します。住宅の密集する区域など重点的に耐震化を促進する区域等については、より具体的に支援策を検討し、記載します。

(1) 既存の補助事業などを活用し、耐震化を促進する方法を記載します。

- ・土地区画整理事業
- ・街路事業
- ・市街地再開発事業
- ・住宅市街地総合整備事業 等

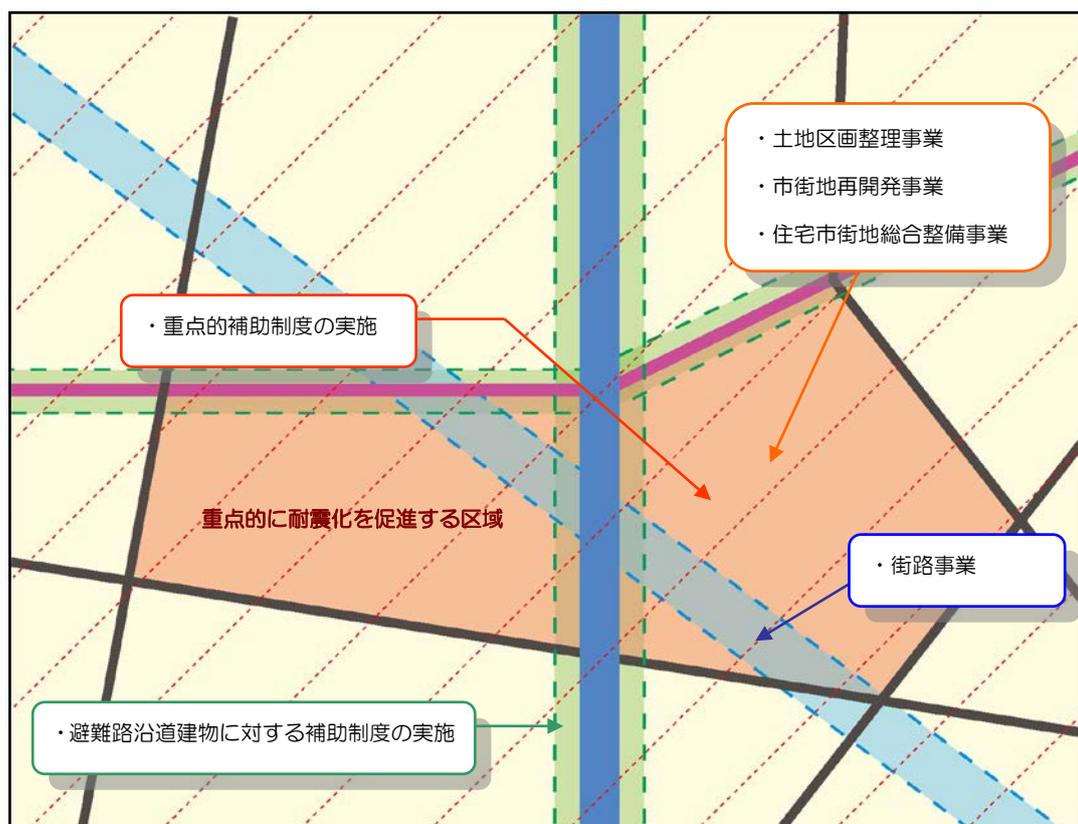
(2) 助成制度によって耐震化を促進する方法を記載します。

- ・耐震診断、耐震改修に要する費用の補助制度 等

(3) その他、市町が独自に実施する支援策などについて記載します。

- ・伝統的な建築物に対する耐震化促進に関する補助制度
- ・避難路沿いの住宅・建築物に対する補助制度 等

#### ▼重点的に耐震化を促進すべき区域と支援策のイメージ



### 3-2 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

相談体制の整備、情報提供の充実、専門家や事業者に対する講習会等の開催及び受講者の登録・紹介体制の整備、専門家の派遣による工事内容の検査等についての概要を記載します。

### 3-3 特定公共賃貸住宅の空家活用

特定公共賃貸住宅の空き家を耐震改修実施者の仮住居として活用できないか検討し記載します。

### 3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する取組みの概要

ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止策、エレベーターの閉じ込め防止対策、耐震性のない空き家の倒壊防止対策等の安全対策に関する取組みについて記載します。

### 3-5 地震に伴う崖崩れ、水害等による建築物の被害の軽減対策

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の採択要件を考慮し、記載します。

- (1) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の活用について記載します。
- (2) 所有者への注意喚起方法について記載します。
- (3) 盛土造成地情報を地震防災マップに記載するなど、住民への情報提供方法を記載します。

## 4 耐震化を促進するための啓発及び知識の普及に関する取り組み

### 4-1 地震防災マップの作成・公表

地震防災マップ（地震ハザードマップ）の作成・公表の方針等について記載します。

- (1) 地震による揺れやすさがわかる地震防災マップの作成について記載します。
- (2) 地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地震防災マップの作成について記載します。
- (3) 特に耐震化を促進すべき地域については、より詳細なマップの作成について記載します。

### 4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震化を促進するための相談体制づくりや情報提供の充実を図るために必要な事項について記載します。

- (1) 関係する団体との連携策等も含め、相談窓口の設置体制について記載します。
- (2) 住民に改修工法や助成制度等の情報をどのように提供するかを記載します。  
(パンフレット、セミナー、インターネット、広報誌の活用等)

### 4-3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震化を促進するためのパンフレットの具体的な作成内容、配布方法やセミナー・講習会の開催方法等を記載します。

(1) パンフレット

どのようなパンフレットを作成し配布して行くのか等を記載します。

(2) セミナー・講習会の開催方法

どのようなセミナー・講習会をどうやって開催して行くのか記載します。

#### 4-4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームにあわせた耐震改修を推進する体制や促進方法について記載します。

(1) 関係団体やリフォーム事業者等との連携体制について記載します。

(2) 耐震改修事例紹介やパンフレット作成等、促進方法について記載します。

### 5 耐震化を促進するための指導や命令等

#### 5-1 耐震改修促進法による指導等の実施

本計画を考慮し、具体的な方針について記載します。

#### 5-2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

本計画を考慮し、具体的な方針について記載します。

### 6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

#### 6-1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

関係団体との防災組織づくり、連絡体制などについて記載します。

#### 6-2 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

地域の状況に応じ、耐震化を促進するために必要な事項や関連する事項について記載します。

(1) 住宅性能表示制度の活用方針

(2) 地震保険の加入促進に資する普及啓発活動 等

# 資料編

(1) 県、市町における助成制度の内容	36
(2) 特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物・耐震診断義務付け対象建築物）	38
(3) 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧	39

(1) 県、市町における助成制度の内容 (H29.2.28 時点)

① 県の助成制度

制度・事業名	対象建築物	方式	内容	担当課
石川県 住宅・建築物 耐震化促進事業	木造 住宅※2	補助	耐震診断・簡易耐震診断 ：市町への間接補助であり市町補助内容を含む 市町補助の 1/2、限度額 1 万 2500 円	石川県 土木部 建築住宅課
			耐震改修・段階的耐震改修 ：市町への間接補助であり市町補助内容を含む 重点地区※1：市町補助の 1/2、限度額 15 万円 一般地区：市町補助の 1/4、限度額 5 万円	
石川県 大規模建築物 耐震改修促進事業	非木造 建築物		耐震改修（市町への間接補助） 対象：要緊急安全確認大規模建築物※3のうち 病院及び市と災害協定を締結したもの 補助：市町負担額（国交付金を除く）の 1/2 以 内かつ国が定める補助対象事業費の 5.75%以内	TEL076- 225 -1777

② 市町の助成制度

事業主体	制度・事業名	対象建築物	方式	内容	担当課
金沢市	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①耐震診断 ②耐震設計 ③耐震改修及び 段階的耐震改修	建築指導課 076-220-2327
		非木造 住宅		①耐震診断 ②耐震設計 ③耐震改修	
		非木造 建築物		上記以外の建築物 ①耐震診断 ②耐震設計 ③耐震改修	
七尾市	既存木造住宅耐震 改修事業	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震設計 ③耐震改修	都市建築課 0767-53-8429
小松市	住宅耐震・防火対策 促進事業	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震改修及び段階的耐 震改修 ③防火改修	建築住宅課 0761-24-8105
輪島市	既存建築物耐震改修 促進事業	木造 住宅	補助	①耐震診断・耐震設計 ②耐震改修 ③簡易耐震診断	都市整備課 0768-23-1156
珠洲市	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震診断 ③耐震改修及び段階的耐震改修	建設課 0768-82-7756
加賀市	木造住宅耐震診断事業	木造	補助	簡易耐震診断	建築課 0761-72-7935
	木造住宅耐震改修事業	住宅		①耐震設計 ②耐震改修	
	大規模建築物 耐震改修事業	非木造 建築物		耐震改修	

事業 主体	制度・事業名	対象 建築物	方式	内 容	担当課
羽 昨 市	耐震住宅リフォーム 支援事業	木造 住宅	補助	①耐震診断 ②耐震改修及び段階的耐震改修 ③簡易耐震補強	地域整備課 0767-22-9645
	木造住宅簡易耐震 診断支援事業	木造 住宅	補助	簡易耐震診断	地域整備課 0767-22-9645
白 山 市	住宅・建築物耐震化 促進事業	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震設計・耐震改修及び 段階的耐震改修	建築住宅課 076-274-9561
か ほ く 市	かほく市耐震改修 促進事業	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震診断 ③耐震改修及び段階的耐震改修	都市建設課 076-283-7104
能 美 市	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震診断 ③耐震設計 ④耐震改修	土木課 (建築住宅室) 0761-58-2251
野 々 市	既存建築物簡易耐震 診断補助制度	木造 住宅	補助	簡易耐震診断	建築住宅課 076-227-6087
	建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①耐震診断 ②耐震改修	
川 北 町	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①耐震診断 ②耐震改修	土木課 076-277-1111
津 幡 町	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震診断 ③耐震改修及び段階的耐震改修	都市建設課 076-288-6702
内 灘 町	既存建築物耐震改修 工事費等補助制度	木造 住宅	補助	①耐震診断 ②耐震改修	都市建設課 076-286-6710
志 賀 町	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震設計 ③耐震改修	まち整備課 0767-32-9211
宝 達 志 水 町	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震診断 ③耐震改修 及び段階的耐震改修	地域整備課 0767-29-8160
中 能 登 町	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①耐震診断 ②耐震設計 ③耐震改修	土木建設課 0767-72-3129
六 水 町	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①耐震診断 ②耐震改修	基盤整備課 0768-52-3680
能 登 町	既存建築物耐震改修 工事費等補助金	木造 住宅	補助	①簡易耐震診断 ②耐震診断 ③耐震改修 及び段階的耐震改修	建設課 0768-76-8304

※1 重点地区：各市町耐震改修促進計画において、県の承認を得て定める区域(まちなかにおける密集住宅区域、緊急輸送道路  
や避難路の沿道区域等を想定)。

※2 木造住宅：昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手された住宅に限る。

※3 要緊急安全確認大規模建築物：建築物の耐震改修促進に関する法律附則第3条第1項に規定する建築物

(2) 特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物・耐震診断義務付け対象建築物）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる 特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け 対象建築物の要件 (要緊急安全確認大規模建築物)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ホーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場		—	—	
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
ホテル、旅館		—	—	
賃貸住宅（共同住宅に限る）、 寄宿舎、下宿		—	—	
事務所		—	—	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物を除く）		—	—	
車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車庫その他の自動車 又は自転車の停車又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他 これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又 は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷 地境界線から一定距離以内に存する建 築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿 道建築物であって、前面道路幅員の1/ 2超の高さの建築物（道路幅員が1.2m 以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避 難路の沿道建築物であって、前面道路 幅員の1/2超の高さの建築物（道路 幅員が1.2m以下の場合は6m超） （要安全確認計画記載建築物）	
防災拠点である建築物	—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な 地震が発生した場合においてその利用 を確保することが公益上必要な、病院、 官公署、災害応急対策に必要な施設等 の建築物 （要安全確認計画記載建築物）	

### (3) 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

- i) 特定既存耐震不適格建築物の要件  
以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ii) 指示対象となる特定建築物の要件  
床面積の合計が500㎡以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管 又は電気導火線	5万個
ヘ 導爆線又は導火線	500 km
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分 に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の 欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性 質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の 指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号 に規定する可燃性固体類	30 t
④危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号 に規定する可燃性液体類	20m <sup>3</sup>
⑤マッチ	300マッチトン(※)
⑥可燃性のガス(⑦及び⑧を除く)	2万m <sup>3</sup>
⑦圧縮ガス	20万m <sup>3</sup>
⑧液化ガス	2,000 t
⑨毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する 毒物(液体又は気体のものに限る)	20 t
⑩毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する 劇物(液体又は気体のものに限る)	200 t

(※) マッチトン：1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

上記各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ各号に定める数量の数値で除し、それらの小を加えた数値が1である場合の数量とする。